

議会活性化に関する最終報告書

(令和2年3月～令和4年2月)

令和4年2月

朝日町議会活性化特別委員会

目 次

. はじめに	2
. 特別委員会での調査・検討、および取組行動の経過について	3
. 議会を活性化させるために調査、検討した項目	8
. 各項目の検討結果やアクション（行動）について	9
. おわりに	18

< 資料編 >

○各区へのアンケートでの議員定数への回答	20
○議員定数について 交わされた意見（特別委員会）	22
○議員報酬について 交わされた意見（特別委員会）	23
○政務活動費について 交わされた意見（特別委員会）	25
○委員長手当の創設について 交わされた意見（特別委員会）	27
○朝日町議会会議規則の一部改正（新旧対応表）	28
○朝日町議会委員会条例の一部改正（新旧対応表）	30
○朝日町議会全員協議会並びに常任委員協議会規程の一部改正 （新旧対応表）	32
○朝日町議会運用例の一部改正（新旧対応表）	34
○朝日町議会正副議長選挙に係る立候補制及び所信表明会実施要領	36
○町議会議員の学校への講話、出前講座（素案）	41
○朝日町議会表彰実施要綱（改正後）	43

< その他、参考資料 >

- 地方議会・議員のあり方に関する研究会 報告書（令和2年9月）概要版
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方議会における議会の
委員会の開催方法について（総務省通知）

．はじめに

我が国の地方自治体は二代表制をとっており、その一翼を担う議会は執行機関とは独立・対等の関係にあります。議会には、地方自治体運営の基本事項を議決により団体意思の決定を行うことと、執行機関を監視・評価するという重要な２つの機能があります。

住民の直接選挙により選出される町長と議会議員は、両者とも住民を代表するものですが、町長は単独制であるのに対して、議会は複数の代表により構成された合議制の機関であります。こうした違いから、審議の場に多様な住民の意見を反映させ、その課程において様々な意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意を形成し政策を決定していくことが議会に期待されています。

前回、平成２７年１２月に立ち上げた活性化特別委員会は、平成２７年４月施行の朝日町議会議員選挙が町議会選挙史上初の無投票当選となったことが大きな契機となりました。今回は、前回の継続課題等を引き続き検討するとともに、当町のみならず全国的な課題となっている地方議会議員のなり手不足などの諸課題への対応、また当町議会活動の活性化のため令和２年３月に「朝日町議会活性化特別委員会」を立ち上げました。

これまで１１回の特別委員会を開催し、議会を活性化したいとの各議員の思いから多くの課題について協議を重ねてまいりました。すぐできるところは行動に移しながら進め、この度、最終報告書がまとまりました。熱意を持って議論に臨んでくれた各議員諸兄弟を始め、これまで全力でサポートしてくれた事務局に感謝申し上げます。

最後になりますが、本特別委員会での議論を進める上で、ご助言を頂戴しご指導くださいました山形県町村議会議長会の皆様をはじめ各地方議会、当町執行部の皆様に心から感謝申し上げます。

最終報告書提出 令和４年２月２２日

議会活性化特別委員会委員長 白 田 忠 一

．特別委員会での調査・検討、および取組行動の経過について

期日・会場	調査、検討および取組みの内容
令和2年 3月 6日（金） 午前10時00分～ 役場第2会議室	全員協議会 ○令和2年3月定例会にて設置決議予定の議会活性化特別委員会について事前協議 ・委員長、副委員長の選任案について互選。 ・調査、検討する協議案件の検討。
3月13日（金） 朝日町議事堂	3月定例会 ○朝日町議会活性化特別委員会の設置を決議 ○委員長、副委員長の選任 ・委員長に鈴木義昭副議長、副委員長に阿部正明総務文教常任委員長を選出。
4月10日（金） 午後1時30分～ 役場第2、3会議室	第1回議会活性化特別委員会 ○調査・検討する内容について（→8頁） ・特別委員会で取り扱う項目を決定した。 ○委員会の持ち方、スケジュール等について
4月～5月	議会意見交換会を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止
5月28日（水） 午後1時30分～ 役場第2、3会議室	第2回議会活性化特別委員会 ○女性議員の産休・育休について ○長期休暇に伴う議員報酬について（→10頁） ・減額する条例等は定めないが、刑事事件等特殊な場合はその都度対応を協議。 ○議会表彰基準について ○タブレット研修について
7月22日（水） 午後1時30分～ 役場第3会議室	議会表彰実施要綱検討会（スポーツ・文化議員会） ○議会表彰実施要綱の見直しについて検討 ・表彰の基準、審査方法等の詳細について検討。
7月28日（火） 午前10時00分～ 役場第2、3会議室	第3回議会活性化特別委員会 ○議会表彰実施要綱の見直しについて（→16頁） ・推薦方法、表彰の基準、審査方法等の詳細について検討、実施要綱改正。
9月24日（木） 午後1時00分～ 役場第2、3会議室	第4回議会活性化特別委員会 ○議会表彰実施要綱の改正案について（一部修正し、決定）（→43頁） ○出産、育児に伴う欠席事由に係る議会会議規則、運用例の改正案について ○議員の公務について（→11頁） ・町や各種団体の事業は公務ではないが各議員が自覚を持ち可能な限り出席。 ○模擬議会について ○広報アドバイザー制度について ○タブレット研修について

期日・会場	調査、検討および取り組みの内容
12月17日（木） 午後2時30分～ 役場第2会議室	議会広報常任委員会 ○模擬議会についての検討 ○広報アドバイザー制度について検討
令和3年 1月13日（水） 午前11時00分～ 議員控室	議会広報常任委員会 ○模擬議会について検討 ・模擬議会に替えて、中学生への議会出前講座を素案とする。 ○広報アドバイザー制度について検討 ・町民アンケートを実施し、議会だよりに対する意見を集約し、その後検討。 ○議会意見交換会について ・コロナ禍による対応を検討。 2/17に再度検討。各区及び町民へアンケート方式で意見等を集約する方法とし、2/25開催の議会運営委員会で決定。
2月24日（水） 午前10時00分～ 役場第2、3会議室	第5回議会活性化特別委員会 ○模擬議会について（→15頁） ・模擬議会は学校の負担も大きく、学校への議会出前講座を検討する。 ○広報アドバイザー制度について（→15頁） ・アドバイザー制度は導入せず、町民アンケートを実施し意見集約から始める。 ○議長・副議長選挙の立候補表明について（→12頁） ・これまで議員控室で行っていた立候補表明を、本会議で行うことに決定。 ・令和3年5月の臨時会より実施。 ○欠席事由の整備等について（→10頁） ・出産、育児等の欠席事由として明文化する会議規則、運用例等の改正案検討。
4月 9日（金） 午前10時00分～ 議員控室	議会運営委員会 ○朝日町議会正副議長選挙に係る立候補制及び所信表明実施要領について ・令和3年5月1日から施行することに決定
5月 7日（金） 朝日町議事堂	第2回臨時会 ○正副議長選挙において議場での立候補及び所信表明を実施
5月19日（金） 午前11時20分～ 議員控室	全員協議会 ○議会委員会条例の一部改正について ○議会会議規則の一部改正について ○全員協議会並びに常任委員協議会規程の一部改正について（→14頁、32頁） ・新型コロナウイルス蔓延時や災害発生時、また出産、育児、傷病等の事由がある場合、オンラインでの委員会や協議会の開催を可能にすることを決定。

期日・会場	調査、検討および取り組みの内容
5月19日（金） 午前11時00分～ 議員控室	第6回議会活性化特別委員会 ○委員長に白田忠一副議長、副委員長に鈴木光一議会運営委員長を選出。
6月 3日（木） ～6月 7日（月） 朝日町議事堂	6月定例会 ○委員長、副委員長の変更について報告 ○朝日町議会会議規則の一部改正（議員発議）全議員賛成で可決（→10項、28頁） ・出産、育児、介護等の欠席及び産前産後8週間を欠席事由として明文化等。 ○朝日町議会委員会条例の一部改正（議員発議）賛成多数で可決（→14項、30頁） ・災害発生時や出産、育児等の理由で、オンラインでの委員会開催を可能に。 上記、規則及び条例、全員協議会並びに常任委員協議会規程について、 令和3年6月9日公布
6月 7日（月） 午前10時00分～ 朝日町議事堂	全員協議会 ○議会運用例の一部改正（→10項、34頁） ・欠席事由を提出できる要件等詳細について明記。 ○各区及び町民へのアンケートの実施について ・議会意見交換会の代替策としてアンケートでの意見集約を行うことに決定。
6月	各区へ、「議会意見交換会に替わるアンケート」実施 ・議員定数についての考えを聞き取り ・その他、区の課題や、まちづくり、地域づくりへの提案、提言等を聞き取り
7月16日（金） 発行	「議会だより」No.143へ掲載し、町民に周知 ○議会活性化特別委員会のこれまでの主な検討事項を報告 ○全町民へ、議会だよりへのアンケート実施（返信ハガキ入込）（→15頁） ○全町民へ、町の課題やまちづくりへのアンケート実施（返信ハガキ入込）
9月24日（水） 午前10時00分～ 役場第2、3会議室	第7回議会活性化特別委員会 ○アンケート調査の議会に対する意見集約について ・議会に対する要望や提言等に対する対応策や解決策について協議。今後、議会の見える化、意見交換会のあり方について検討項目にすることを決定。 ・議員定数については、現状維持27区、減が20区、増が1区などの回答（→20頁）
9月29日（水）	令和4年度年度予算編成に向けた意見書（15項目）を町長へ提出 ・各区、町民アンケートの意見を集約。
10月28日（木） 午前10時00分～ 役場第2、3会議室	議会表彰選考委員会 ・ひめさゆり愛好会の表彰を決定。（全委員賛成）

期日・会場	調査、検討および取り組みの内容
10月28日（木） 午後1時45分～ 役場第2、3会議室	第8回議会活性化特別委員会 ○議会活動を町民から知っていただくための方策等について（→13頁） ・本会議以外の活動の周知について議会だよりや町ホームページの活用を検討。 ・今後、現場視察の増や役場玄関の会議予定に議会や委員会の記載なども検討。 ○今後の意見交換会のあり方について ○議員定数及び報酬について ・議員定数と議員報酬を中心に各課題の論点整理を行った。
10月29日（金） 発行	「議会だより」No.144へ掲載し、町民に周知 ○各区、町民アンケートの実施経過、町長へ提出した意見書について紹介
12月 3日（金） ～12月8日（水） 朝日町議事堂	12月定例会 ○議会表彰 表彰式（定例会にて） ・ひめさゆり愛好会を表彰（2例目） ○一般質問の各議員からの資料を傍聴者及びインターネット中継視聴者が見ることができるよう配信試行（今後も実施予定）
12月	各区アンケートの意見、要望等にかかる回答（各区長へ） ・精査調査し、アンケート提出いただいた区に議会としての回答を行った。
12月22日（水） 午後10時00分～ 役場第2会議室	第9回議会活性化特別委員会 ○今後の意見交換会のあり方について（→12頁） ・意見交換しやすいようテーマを設定して行う。 ・基本的にコロナ禍前のやり方で行うが、希望しない区は除いたり、広い会場で行うなどを検討する。 ・各種団体や青年、女性などを対象にした意見交換会や、オンラインの活用も検討する。 ○質疑のあり方について（→14頁） ・本会議や全員協議会、常任委員会での質疑のあり方について意思統一。 ○議員定数及び報酬について ・現時点での各議員の考えを共有し、次回まで各自町民の意見を吸い上げる。
令和4年 1月14日（金） 発行	「議会だより」No.124へ掲載し、町民に周知 ○本会議以外の委員会や全員協議会、事業等について紹介

期日・会場	調査、検討および取り組みの内容
1月31日（月） 午前10時00分～ 役場第2、3会議室	第10回議会活性化特別委員会 ○議員定数と報酬について ・議員定数について、採決の結果、12人の現状維持に決定。（→9頁、22頁） ・議員報酬について、採決の結果、現状維持に決定。（→9頁、23頁） ・政務活動費について、年額120,000円に増額要望を決定。（→11頁、25頁） 今後、全員協議会等で使途基準や支給方法（後払い）など検討する。 ・常任委員長手当の創設（復活）について協議（→10頁、27頁）
2月 8日（火） 午前9時30分～ 朝日町議事堂	宮宿小学校子ども議会 ・宮宿小学校から要望があり、町執行部、教育委員会とともに開催。
2月15日（火） 午後2時30分～ 役場第2、3会議室	第11回議会活性化特別委員会 ○議会活性化特別委員会報告書（案）について ・これまで議会活性化の検討結果をまとめた報告書の内容を確認
2月22日（火）	○「最終報告書」の議長提出 ・最終報告書を白田忠一特別委員会委員長が阿部議長に報告。
3月 2日（水） 朝日町議事堂	3月定例会 ○議会活性化特別委員会、最終報告 ・「議会活性化に関する最終報告書（令和4年2月）」により議場で報告。

・議会を活性化させるために調査、検討した項目

1．議員定数と議会活動

(1) 議員定数と報酬

現行の定数及び報酬について（常任委員長手当も含む）【前回からの継続調査事項】

議員活動の長期休止における報酬減額の必要性について【前回からの継続調査事項】

産前産後、育児等を欠席できる事由として明文化することについて

(2) 政務活動費の使途基準について（再考）

(3) 議員の公務の明確化について

2．議会運営全般

(1) 町民に開かれた議会運営

議会意見交換会のあり方（内容、会場等）について

議長・副議長選挙の立候補表明について

傍聴者に対する資料の配布等について

議会活動を町民から知っていただく方策等について

(2) 議会審議の活性化

余裕ある定例会の会期日程について

質疑のあり方について

（ 委員会や全員協議会のオンライン開催の検討について ）

(3) 議会広報の充実

広報のモニターやアドバイザー制度の必要性について【前回からの継続調査事項】

模擬議会の開催について【前回からの継続調査事項】

(4) その他

朝日町議会表彰実施要綱及び基準について（再考）

タブレット研修

3．委員会の持ち方

- ・小委員会は設置せず全体の委員会で協議する。
- ・報告書は令和4年3月まで議長に報告する。
- ・委員会で協議する事項については、正副委員長、事務局会議で事前に協議する。
- ・委員会で決定し、すぐに実施できるものは実行していく。
- ・定例会開催月を除く月を基本に開催する（年8回程度）。

．各項目の検討結果やアクション（行動）について

○議会を活性化するための検討に当たって

議会のあるべき姿はどうで、議員のあるべき姿はどのようなのだろうということが、最も重要なことです。町民の幸せのための議会活動とはどのようなものか念頭に置く必要があります。こうした観点に立ちながら、

議会のあるべき姿としては、

議会の重要な役割として、政策形成能力と行政運営に町民の意見を反映させること。

議会がその機能を発揮すれば、町民の暮らしも良くなるという実感を伴った改革ができること。

議員のあるべき姿としては、

町民の意思を把握し、審議、討論を通して適切な形で町政に反映させること。

政策立案能力を向上させること。

ということを踏まえて、こうした姿に向かって行くように、議会活性化を検討することだと考え、こうした視点でこれまで検討を進めてきました。

１．議員定数と議会活動

（１）議員定数と報酬について【前回からの継続調査事項】

-1 議員定数について

最重要課題として進めました。「１２人の定数を維持」、「１人ないし２人を減らすべき」、「２人ほど増やした方が良い」の３つの意見に分かれました。各区へのアンケートで意見を聞くとともに、およそ３か月にわたり議論や調査を行い、令和４年１月３１日の議会活性化特別委員会で、議会活性化委員長（及び議長）を除く１０人の委員で採決しました。

結果

定数１２人の現状維持に６人、定数の減に３人、定数の増に１人となり、１２人の現状を維持することに決着しました。（→22 項）

-2 議員報酬について

議員定数と密接な関係もあることから、同時進行で議論を進めました。報酬アップが必要という意見と報酬アップは必要だが現状維持すべきとする意見に分かれました。

議論の中で、物価の上昇等を鑑みると平成８年から報酬額が変わっていないのはおかしい、政務活動費を廃止し報酬をアップ、議員定数が減らないで報酬アップはできない、報酬は現状維持で、政務活動費をアップなど様々な意見がありました。令和４年１月３１日の議会活性化特別委員会で、議会活性化委員長（及び議長）を除く１０人の委員で採決しました。

結果

議員報酬の現状維持に 5 人、報酬アップに 5 人と同数となり、委員長裁決により現状を維持することに決着しました。（→23 頁）

また、社会情勢が変化している中で平成 8 年から報酬額が変わっていないことから、報酬額の妥当性について朝日町特別職報酬等審議会へ諮問するよう町長へ申し入れすべきものと決定しました。

委員長手当の創設についても議論がされましたが、今回は結論を見送り、今後の検討課題とし、引き続き検討することとしました。（→27 頁）

議員活動の長期休止における報酬減額の必要性について【前回からの継続調査事項】

議員活動の長期休止については、その時々事情によって理由が異なります。病気やケガ等で議会を欠席するのはやむを得ない事由になりますが、議会以外の議員活動を行うことは可能です。また刑事事件、公職選挙法違反などによる場合もありますが、議会として辞職勧告はできても決定権はなく、自ら辞職するしかありません。このようなことから、統一した報酬減額基準を設けるべきではなく、また困難と判断しました。

結果

議員活動の長期休止に伴う報酬減額の規定はしないこととしました。

また、刑事事件等での長期休止の場合は、その時点で議会としての協議により当該議員へ対応することとしました。

産前産後、育児等を欠席できる事由として明文化することについて

女性をはじめとする多様な層の町民が議員になりやすい環境を整備するために、その詳細について議論しました。これまで議会会議規則では、欠席の届出の規定に「事故のため」と「出産」の表記しかなく、出産については欠席届を提出できる期間が明示されていませんでした。「地方議会・議員のあり方に関する研究会」報告書に基づき示された全国の「標準会議規則」を参考に、欠席できる事由、産前産後の欠席届を提出できる期間を明文化しました。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延や災害時に委員会や協議会のオンライン開催を可能とする条例等の改正に合わせ、出産や育児、介護、傷病等の場合もオンラインでの出席を可能とするか検討しました。

結果

欠席の届出を提出できる事由として、出産、育児、公務、傷病、看護、介護、配偶者の出産補助、弔事、災害等を明文化することとしました。また、出産のため欠席届を提出できる期間を、産前産後 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）、育児のために欠席届を提出できる期間を出産の翌日から 1 年 2 か月までの期間としました。

また、委員会や全員協議会において、出産や育児、介護、傷病等のため参集が困難な場合にはオンラインでの出席を可能としました。（令和３年５月１９日 全員協議会）

アクション

- ・令和３年６月定例会にて、議員発議により朝日町議会会議規則、朝日町議会委員会条例を改正（令和３年６月９日 施行）（→28 頁、30 頁）
- ・令和３年５月１９日の全員協議会にて、朝日町全員協議会並びに常任委員協議会規程のを改正（令和３年６月９日 施行）（→32 頁）
- ・令和３年６月７日の全員協議会にて、朝日町議会運用例を改正（→34 頁）

（２）政務活動費の使途基準について（再考） → 交付額についても協議

使途基準については、使いづらい面もあり、その都度見直しが必要という意見や、現在はタブレットを使用しておりＦＡＸに係る経費は対象から除くべきなどの意見がありました。また交付方法について、現在は前払いで実績に応じて精算しているが、実績に応じた後払いにすべきとの意見が多くありました。

あわせて、交付額についても議論され、月額５,０００円（年額６０,０００円上限）の現状維持という意見と、調査視察や研修、町のＰＲ活動等の場所や回数が制限される、参考書籍なども高額で月額１０,０００円（年額１２０,０００円上限）にアップすべきという意見にわかれしました。

令和４年１月３１日の議会活性化特別委員会で、議会活性化委員長（及び議長）を除く１０人の委員で採決しました。

結果

政務活動費の月額５,０００円（年額６０,０００円上限）の現状維持に３人、月額１０,０００円（年額１２０,０００円上限）にアップに６人、その他１人（政務活動費を廃止して年額での研修費を支給）となり、月額１０,０００円（年額１２０,０００円上限）へのアップを町長へ申し入れすべきものと決着しました。（→25 頁）

交付方法については、前払いから実績による後払いと改正すべきで、一括交付か分割交付にするかは、今後の検討課題としました。

また使途基準については、その都度、全員協議会等で見直しを図ることとしました。

（３）議員の公務の明確化について

町や各種団体から事業、行事に議員へ多数の案内がありますが、町民から出席しない議員への意見が寄せられることから、議会以外の事業等で公務と位置付けるものを明確化する可否について議論しました。

結果

議員の公務は、議長、常任委員長からの招集や議員として担う各種会議等であり、町や他団体からの案内による事業は公務ではないので、公務と位置づけしないこととしました。

また、各自が議員としての自覚を持って出席することとし、出席できない場合は事務局や議長、あるいは主催者側に連絡することを確認しました。

2. 議会運営全般

(1) 町民に開かれた議会運営

議会意見交換会のあり方について

「議会意見交換会」の成果は、「意見書」としてまとめ、9月定例会等で議長が町長に手渡していました。議会意見交換会を通して、議会活動を町民に理解して貰うとともに、町民の声を議会運営に反映させるために開催してきましたが、令和3年度に行った各区へのアンケートでは、「コロナ禍が終息したらぜひ再開してほしい」という声とともに、「町長と語ろうの議会版のようだ」、「もう少しざっくばらんな話し合いにすべき」などの意見があり、今後どうすべきか検討を行いました。

結果

内容については、テーマを設定したり、意見書が町政にどう反映されたかの検証を行うなど、意見交換しやすいようにすることとしました。

会場については、開催希望のある区での開催や、創遊館や西北部公民館等の広い会場での開催などを検討することとしました。

対象について、各種団体や青年、女性などの対象を設定しての開催を検討し、オンライン開催も検討することとしました。

議長・副議長選挙の立候補表明について

これまで、議長、副議長の立候補表明は本会議中ではなく議員控室で行われていましたが、インターネット中継を見ている町民から疑問の声があり、また、インターネットで発信している時代にそぐわないとの意見があり検討を行いました。

結果

本会議の中で、立候補表明と所信表明をすることに決定しました。

アクション

令和3年4月9日の議会運営委員会で「朝日町議会正副議長選挙に係る立候補制及び所信表明実施要領」を定め、令和3年5月7日臨時会の正副議長選挙で実施しました。（→36頁）

傍聴者に対する資料配布等について

傍聴者やインターネット中継を見ている町民から、どのような資料を見て話しているのかわからず、質問や回答を理解できないなどの声があります。議場へのモニター設置やインターネットでの資料配信するためのシステム改修には多額の経費がかかり、すぐには実現できないことが判明し、対応等について検討しました。

結果・アクション

一般質問の各議員の資料について、議場の傍聴席前にテレビモニターを置きタブレットとつなぎ、また、その画面を中継カメラで映すことで、傍聴者とインターネット中継視聴者に資料を配信することにしました。

令和３年１２月定例会より実施しました。

議会活動を町民から知っていただく方策等について

「定例会や一般質問以外は議員の仕事はないと思っていた」などの声が聞かれ、令和３年度に行ったアンケートにおいても「議員の姿が見えない」「コロナ禍で大変な年だが議員の活動が見られない」などの意見が寄せられました。定例会以外にも様々な活動を行っていることを町民から知っていただく方策等について検討しました。

結果

定例会以外の活動を周知する方策として考えられることは、○議会だよりへの掲載、○常任委員会等の開催を事前に町ホームページへ掲載、○各議員が地域の方と話を交わしながら自ら広報活動を行う、○町内現地視察の回数を増やす、○役場玄関等に議会や委員会の予定を記載できるようにする、など様々な方策が挙げられました。

これらについて、できるところから取り組んでいくことになりました。

アクション

令和４年１月１４日発行の「議会だより」で特集を組み、１年間の議員活動の紹介と、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、広域議会の内容を掲載し、周知を図りました。

（２）議会審議の活性化

余裕のある定例会の会期日程について

委員会としての検討はされませんでした。議会運営委員会の中で随時、検討、調整されました。

結果・アクション

定例会会期中の全員協議会にかかる案件が多い場合には、定例会前に全員協議会の日程をとり、案件を分けることで十分な質疑時間を設けることとしました。

令和３年３月定例会から実施しました。

質疑のあり方について

議会運営委員会、常任委員会、本会議それぞれで同じ質問する場合があります、時間の無駄に感じるという意見と、インターネット中継や議会だより等で町民に知ってもらいたい事項もある、各議員の裁量にまかせるしかないなどの意見が出されました。

結果

それぞれの場面で角度を変えて質問し議論を深めるなど考慮しながら、同内容の質疑を複数回行うことは各議員の裁量に任せることを、共通認識としました。

●委員会や全員協議会のオンライン開催の検討について

委員会としての検討項目ではありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、全員協議会にて検討されました。令和２年４月３０日付けで総務省通知「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」において、委員会について必要な事項は条例で定めることとされていることから、他地方自治体の先行事例等を参考に協議を進めました。

結果

常任委員会、全員協議会において、新型コロナウイルスなどの重大な感染症蔓延時や大規模災害発生時、また出産、育児、介護、傷病等やむを得ない事由により開催場所への参集が困難な議員から求めがあった場合に、オンラインでの開催ができるようにしました。

アクション

- ・令和３年６月定例会にて、議員発議により朝日町議会会議規則、朝日町議会委員会条例を改正（令和３年６月９日施行）（→28頁、30頁）
- ・令和３年５月１９日の全員協議会にて、朝日町全員協議会並びに常任委員協議会規程の改正（令和３年６月９日施行）（→32頁）
- ・令和３年９月２２日の議会運営委員会をオンラインにて試行開催

(3) 議会広報の充実

広報のモニターやアドバイザー制度の必要性について【前回からの継続調査事項】

議会活動を広く分かりやすく町民に伝える手段（議会活動の見える化）として「議会だより」は、非常に重要な役割を果たすものです。より質の高い、見て分かりやすい広報とするため、一般読者から意見や感想を述べて貰うためのモニターや、より良い紙面を作るためのアドバイザーを設けるか検討してきました。

結果

現在、広報委員を中心に議員 100% の編集、手作りの温もりを感じる広報紙を作成し、親しんで読まれる町民もいます。導入した場合、さらなる議員への負担増も考えられ、また他町の現状や課題などを鑑みると、現時点ではまだ導入しないこととしました。

行政調査や県、全国の広報クリニック等を参考に改善をしていくこととしました。

また、町民が議会だよりについてどう感じているかアンケートを実施することとしました。

アクション

令和3年7月16日発行の「議会だより」にて、返信ハガキでのアンケートを実施しました。

《アンケート結果》 回答数5件

[見やすいと感じる点]

・文章がわかりやすい ・見出しで内容がわかる ・議会のことがわかる

[見にくいと感じる点]

・文字が小さい ・文章が長い、わかりづらい

[その他のご意見等]

- ・一生懸命、頑張っていて活動してくれているのがわかる。
- ・日頃の議員活動や、議員の着眼点の鋭さに敬意を表する。
- ・町内のイベントに議員の方はほとんど来てくれない。町民の活動を知ってほしい。
- ・見出しで内容がわかると助かります。

アンケート結果等をもとに、文字数の削減、余白を設ける、見出しの設定などを行い、より読みやすく分かりやすい紙面となるよう改善しました。

模擬議会の開催について【前回からの継続調査事項】

前回の委員会において、町民参加型の開かれた議会の実現や、小さい頃から議会に感心を持って貰い、将来のまちづくりを担う議員を育てるという意味からも、模擬議会（子ども議会）を開催できないかと検討されました。

今回も検討を行いました。学校は、1年間単位で教育計画が組まれており、事前準備等にかかる学校の負担が大きいため、その中に取り入れることは非常に難しく、すぐには実現が難しいと判断しました。

そこで、模擬議会ではなく、学校へ出向いての出前講座形式で、町議会議員による議会、議員の役割や現状についての講話や交流会を行う方向で検討することしました。

結果

教育委員会をとおして朝日中学校へ打診したところ、社会科学習の一環としてならば可能性があるとの回答をいただきました。また教育委員会からは、小学6年生のカリキュラムで議会や地方行政、社会参画意識、主権者教育にも重点が置かれており、議会傍聴を行っている事例もあることから、小学生を対象にしても良いのではとのアドバイスもいただきました。

今回は、素案の検討に留まり、詳細内容、実施方法の検討や学校側との協議、調整まで至りませんでした。（→41頁）

そのような中で、宮宿小学校から「子ども議会」開催の要望があり、教育委員会や町執行部と連携のもと、「宮宿小学校子ども議会」の開催を後押ししました。

学校への出前講座、または子ども議会について、今後とも関係機関と研究・検討し協議していきます。

アクション

学校への出前講座は実施できませんでしたが、宮宿小学校からの要望により、2月8日「宮宿小学校子ども議会」の開催に協力しました。

1月24日に議員が学校へ訪問し、子ども議会の一般質問に対して小学生へアドバイス。小学生から議員への質問があり、議員全員が回答を作成し提出。

（４）その他

朝日町議会表彰実施要綱及び基準について（再考）

町や各種団体の表彰基準に該当しないが、町に大きな貢献をしている個人や団体を顕彰することを目的に、平成31年2月に「朝日町議会表彰実施要綱」を定め、令和元年12月定例会にて初めて議会表彰を行いました。

その際、町から補助金を受けている団体の該当の賛否や、推薦者が審査に加わるか否か、などの課題があり、今回、実施要綱や表彰基準の見直しを検討しました。

結果

議員の選挙活動と町民から思われたいよう十分配慮すべきなど、様々な視点から検討がな

され、実施要綱を見直すとともに内規を定めました。

主な改正点は、○町や県などから補助金を受け活動している団体も対象とするが、委託を受けての活動は対象としない、○町や町が関係する各種団体の表彰に該当するものは、議会表彰の対象にしない、○推薦議員も採決に加わり 2 / 3 以上の賛成で決定する、○推薦は町民も可能とし、複数名の推薦を可とする、○ 1 2 月定例会において表彰し、推薦の期限は 9 月定例会の最終日までとする、などです。

アクション

令和 2 年 9 月 2 4 日付で、実施要綱を改正及び内規を定めました。（→43 頁）

令和 3 年 1 0 月 2 8 日に議会表彰選考委員会を開催し、「ひめさゆり愛好会」の表彰を全員賛成で決定し、令和 3 年 1 2 月定例会にて表彰しました。

タブレット研修

アクション

前回の委員会での検討を受け、平成 3 0 年 9 月定例会からタブレットが導入されました。

タブレットやサイドブックスの様々な機能を使いこなし、またオンラインでの会議開催方法を学ぶなど、議会活動の活性化を図るため、政策推進課からの協力を得ながら、研修を随時行ってきました。

．おわりに

約２年にわたる本特別委員会での様々な議論は、私たち議員にとって議会制度の原点に立ち返ることができる貴重な機会となりました。その中で、議員や議会本来の姿がどうあるべきかを考え再認識することができました。

検討した課題の中には、結果的に研究・検討すべき次の課題として残したものもありますが、それぞれ議論を深めたことにより今後の課題解決へ向けての大きな一步になるものと思います。

今後引き続き研究、検討すべき課題として、○議員定数及び報酬、○政務活動費の使途基準の見直し、○常任委員長手当、○議会活動の見える化、○議会意見交換会のあり方、○学校への出前講座または模擬議会などが挙げられます。また社会情勢上、検討が必要な新たな課題としては、○議員のなり手不足への対応策、○ハラスメント対策の具体化、○議会業務継続計画の策定（議会ＢＣＰ）など多岐にわたり、今後も活性化の議論を進めていく必要があると思います。

議会活性化は、議員と議会が住民の負託に応えるため、常にその役割と責任を十分認識しながら自発的な改革に取り組む姿勢の中にあります。これからも住民に親しまれ信頼される議会となるためには、引き続き議会改革に取り組むことにより政策の形成、執行機関の監視といった議会機能を充実、強化させていくことが不可欠です。

本報告書は、議会活性化課題検討の成果であるとともに、町民参加による協働のもと、町民の幸せにつながるこれからの町づくり活動を行っていくうえで、私たち議員や議会が全力で町民の負託に応えることの決意を表すものでもあります。

議会活性化特別委員会副委員長 鈴木 光一

朝日町議会活性化特別委員会

委員長 白田 忠一

副委員長 鈴木 光一

委員 青木 裕子 和田 一則 細谷 秀明

石井 喜久男 阿部 正明 鈴木 義昭

柴田 喜久雄 長岡 裕二 小関 崇夫

< 資料編 >

■各区へのアンケートでの議員定数への回答

《回答集計》

- ・定数 12 人の現状維持 27 区
- ・定数の減 20 区
- ・定数の増 1 区

(区民の意見がほぼ同数で判断できないなど... 3 区、無回答... 4 区)

《定数 12 人の現状維持の意見》

- ・議長、副議長を除くと議員 10 名となり、定数を 10 名にした場合、議員 8 名の審議となる。12 名より少なくすると町民の声が聞こえづらくなるのではないのでしょうか。また、議会が成り立っていくのか。
- ・人口が 6,500 人を切った今、定数が多いのか、少ないのか。何でも減らせば良いと言うものではない。
- ・定数が減ったら負担も多くなり心配りが少なくなりそうなので。
- ・減らせば山間地域や小集落から出馬しにくくなり、地域の格差が大きくなる。
- ・但し、人口が減少した場合減らした方がいい。
- ・減らすと住民の意見等の聴取も少なくなる。
- ・定数を削減すれば経費節減になるが、現職議員の強みが増し、若年層、女性の進出が難しくなると思われる為、現状で良いと思います。
- ・町の人口や区の数を考えれば、適切ではないかと思います。
- ・小集落から選出されている議員が、定数を減らすと立候補するのが難しくなるため

《定数削減の意見》

- ・12 人は多すぎる。同程度規模の町村並みに 10 人で良い。2 人多いとその分、活発で充実している議会、議員活動とは感じない。
 - ・人口が減少している中で定数を 10 名に減らす。
 - ・人口からみても 10 人位で良いのでは。
- 議員手当を増やし新しく出たい人の意欲を上げる必要がある。
- ・他の町と比べ総人口が少ないのに議員定数が多すぎるように思われる。
 - ・町の人口に対する割合からも、減ずるべき...の意見がほぼ。町民の声に対する明快な方向性が示せていない。多くの民意を捉え整理した中で、思いつきや言いっぱなしでなく議員同士での活発な論議を期待している。

議員の数が足りないと、民意が反映されないと言うのであれば報酬単価を下げて、大幅に議員を増やしたら....。

選挙は必要。個々の議員活動報告を行い、評価・判定を受けるべき....。

その他、議員に対する期待があって意見が多い。

- ・他自治体の状況をみても人口規模にあわせて減らしている。減り続けている当朝日町の状況を見れば定数は減らすべきと考える。
- ・人口比で他町村とくらべて多いから。
- ・人口の減少から定数としては減少が望ましいと考えますが、今後更なる人口の低密度化と地域的偏在が進行することから、1市4町での長期計画で検討していくべきと考えます。
- ・町民人口又他町の議員定数を考慮すれば10人で良いかと思います。
- ・選挙期間中は全員地区に来ますが、その後はある議員を除きほとんど訪問はありません。町の人口が減る中、定数がそのままでは町民の信頼を得られますか。
- ・人口減少が急速に進む中で、旧態然として議員の数を減らさないのはおかしいです。数を減らせば私たち町民の声が聞けなくなると議員の方が言いますがそんなことはありません。議員さんの努力で是非定数減を実現してください。町の人口が6,000人を切ったら考えてもいいのではないかと。
- ・減らして一人の年収を上げる。30万くらいが妥当と思う（朝日町を豊かな町にする議員）
- ・他市町村の人口比で

《定数増加の意見》

- ・増やして隅々まで働いてほしい。少ない人数では限りがあるし、いい考え・意見・知識が足りない。
- ・行政に対する方向性を示す議員が少ない。競争力がない。議員の条件を一般会社員でもできるようにしてほしい。
 - 議会を会社が終わってからでもできるようにする。
 - その分報酬を減らす。北欧では大勢が立候補してほぼ無報酬のボランティア的名誉職です。将来、議会の活性化を促す上で参考すべき一例だと思います。どんな人でも身近に町政に参加して意見を言える行政を目指して下さい。→定数増でもかまわない。

■「議員定数について」で交わされた意見（特別委員会）

《定数削減の意見》

- ・平成 23 年度の地方自治法改正で議員定数の上限が撤廃され、各自治体に任せることになった。人口 6 千人を切りそうな状況で、6 千人を切ったら定数も減らすべき。
- ・定数削減にあたっては、常任委員会や全員協議会、議会広報などのあり方も簡素化、合理的な考えで物事を進めていかなければならない。
- ・議員は町民から見られているという意識を持つ必要がある。いろいろな声が聞こえてくるが、議員活動が見えないというのは、地域に密着した議員がほしいということのようだ。
- ・各区アンケートでは現状維持の回答が多かったが、人口が減少している中で現状維持で良いのかという意見もある。
- ・大江町の例を見ると 11 人でも議会活動は十分可能だと思うので、定数を 1 人減らした方がよい。
- ・いろいろな方のご意見をお聞きしても、人口が減少しており、最低でも 1 人減らすべき。少なくなった議員数でも議会活動を十分やれると思っている。
- ・西部地区の議員は、16 集落ある中で現在 1 人だけだが、他の区の議員を通して声を届けたり、お願いしている区もあり、地元議員が少ないなりに対応しており、町民も少しずつそのようになってきている現状がある。人口減少しており、少し減らすべきと思う。
- ・大江町議会のように定数を 11 人とした場合、議長を除く採決で 5 人对 5 人となった時は議長裁決になり、議長の務めが大きくなるが、それはやむを得ないと思う。
- ・選挙をしてこそ議員の資質が保たれると思う。議員は選挙の時だけまわってくるなどの町民の声もある。定数を減らしても、活発な活動をしていくことで対応できる。議員一人ひとりの質を高めていくためには、定数を 1 人、2 人削減して、みんなで協力して意見を出していくべきと思う。

《定数削減に反対の意見》

- ・区長さん方とも話をしてきたが、定数を減らすと小さな区から立候補しにくくなる。
- ・町へ意見を述べるのは、多くの方から意見を聞いてそれを反映させるのがベター。一度、定数を削減すれば増やすことはできない。地区の方からも現状維持の意見を伺っている。
- ・4 年前、中部地区区長会の中での意見は削減の声が多かったが、これは、その前の選挙が無投票になった不満、影響が大きい。その時、減らした方がよいという理由で印象深いのが、落としたい議員を落とせないからというのがあった。
しかし、その翌年の選挙が、2 人オーバーで選挙戦になり投票があった後は、そのような声が無くなった。お金がかかるから定数減ではなく、選挙戦を期待している。
- ・中山、山辺、西川など定数を減らした議員の話を聞くと、定数を減らすと議員一人ひとりの仕事量、負担が非常に大きくなり大変だとの声を聞く。12 名の現状維持で町内の隅々まで目を届かせる議員体制を保持すべき。

- ・周辺町の状況を見ると減らした方が良くとも思うが、多様な声を拾い上げるのがむずかしくなると思う。少なくとも現状維持、できれば増と考えている。
- ・多様な意見が反映されにくくなり、人口減少が進む町だからこそ、抱える問題が増えているので、様々な視点から議論をして導き出していくべきなので、現状維持で良い。
- ・複数の区長等の意見を聞いたが、定数減の声は大きいだけで、多い訳ではないと言っていた。多様な意見を取り入れるためにも、むしろ増やすべきという声もあった。
- ・人口は減っていても集落の数は減っていない。小さな集落からの意見を集めるのが難しくなる。各議員でそれぞれ得意分野があるが、議員の数が減ると意見、考えが偏る恐れがある。また、委員会などを見ると今の現状でも議員の負担は大きく、現状維持でよい。

《定数増加の意見》

- ・関連する区長から話を聞いたが、人口減少しているが、こういう時こそ2人位増にしていくべき。各議員はいろんな考えを持っており、増やすことによって活発な意見が町政に反映されるものと思う。また多くの区からの立候補の可能性も高くなり、それで多様な意見をすくい上げる体制を整えた方が良い。

結論

以上のように、「12人の定数を維持すべき」の意見、「一人ないし二人は減らすべき」の意見、「定数を増やすべき」の意見の3つに分かれ、それぞれの理由を述べ合い議論が交わされた。

白田忠一議会活性化特別委員会委員長（及び阿部議長）を除く10人の委員で採決を行った。

現状維持（定数12）...6人

青木裕子、和田一則、石井喜久男、鈴木義昭、柴田喜久雄、小関崇夫

定数削減...3人

細谷秀明、長岡裕二、鈴木光一

定数増加...1人

阿部正明

以上の結果、議員定数は「現状維持(12人)」に決定。

■「議員報酬について」で交わされた意見（特別委員会）

《報酬アップが必要とする意見》

- ・政務活動費を無くして、報酬をアップすべき。
- ・前回の活性化委員会で、委員長手当について議論され、町長へ報酬審議会に諮問してほしいと当時の議長と要望したが、その返答がないので確認をすべき。この委員長手当等も含めて、アップの方へ改正していただきたい。
- ・特別職等報酬審議会は20年以上開かれておらず、そのまま現状維持できている。県内の町

村議会の報酬額の資料を見ると、西郡の中で朝日町の議員報酬は西川町と並んで一番低い状況で、最低でも隣の大江町並みに上げるべき。政務活動費については、先払いを後払いとし、使途基準を使いやすいように見直して、金額は現状維持で。

- ・30代や40代で議員にチャレンジしようと思っても、その年代は住宅ローンや子育て中でお金がかかり、会社を辞めてまで立候補できない。また自営業の方は、やりくりして出席できるが、本業には専念できず、年収は下がってくる。子育て中の方が議員にチャレンジしやすくなるように報酬アップが必要。
- ・平成8年から報酬額が変わっていない。町の財政が厳しいことから、その時は若干下がって、それからは変わっていない。物価の上昇等を鑑みるとおかしい。若干でも報酬を上げる必要がある。なお、その分、政務活動費は廃止とする。
- ・家計の事情等が厳しい人が立候補や議員としての活動ができないのはおかしい。町のためにやろうという人が議員となり、町づくりをしていくのが議会であって、そういう方のためにも、いくらかでもプラスしての報酬となるべきと思う。
- ・近隣町の例をみても、最低25万円にアップすべき。本業は議員なのか農業なのかと聞かれることがあるが、議員である以上、議員の仕事をするために、ある程度の報酬をいただかないと専念できない。専念してこそ町の発展に尽くせると思う。政務活動費は月額10,000円にアップすべきで、正当に使って、国会議員と違い領収書も出して、使わなかったら返すのだから、妥当だと思う。先日、行政調査に行ったが、再度、視察調査に行きたいと思うが、そういった事を行うのに今の金額では足りない。
- ・政務活動費をなくして、報酬を25万円へアップすべき。政務活動費が残るのであれば、実績での後払いにすべき。
- ・報酬等審議会が近年開かれておらず、平成8年から変わっていない。議会として報酬額のアップを要望し、政務活動費をなくして、例えば20,000円上げるべきなどを議会としてまとめ、報酬審議会にかけてもらうことも必要と思う。

《報酬アップは必要だが現状維持すべきとする意見》

- ・報酬は現状維持とすべき。また政務活動費を無くして、大江町のような研修費として予算化してもらった方が良い。使い勝手が悪く、大変な面がある。
- ・全国の町村議員の報酬と比べると、関西や北海道は低いが、山形県は高い方で、ボーナスは40%加算もあり現状維持でよい。政務活動費は視察研修や研修以外にも使用でき、現状のままが良い。
- ・福島県矢祭町は、報酬を月額から日当制にし、年間360万円ほどの議員報酬が、日当制になり90万円ほどになったが、次の町議会選挙の結果は、議員報酬を日当制にした方が良いに賛成した6名の議員の内、3名が落選した。また議会だよりも出しておらず、議会活動が低調になっていると思う。
- ・議員は、他に自分の仕事を持って良い特異な身分でもあるので、現状維持で良い。

- ・町民の中には町議会議員の報酬では飯を食えないなどの声を聞くが、そういう方には議員の資格はないと思う。議員で飯を食うのであれば、県議や国会議員に挑戦すれば良い。来月から食べ物や電気、ガス、ガソリンなどの物価が上がるようで、また年金額の減や、好景気になれば消費税の15%増などの話もあるが、コロナ等で町民が苦しい中での報酬の増は、時期尚早だと思う。
- ・報酬は現状維持で、政務活動費も現状維持とすべき。定数を減らさないで現状維持であれば、報酬も現状維持が好ましい。
- ・コロナ禍の状況で町民も大変な状況で報酬アップは考えられない。政務活動費の月額5,000円を10,000円にアップすることで議員活動の活発化につながると思う。また政務活動費は実績による後払いにして、活動費を消化するために活動するというようにならないよう、目的があって政務活動を行うとするために後払いとし、活発化するために増額とすべき。

結論

「報酬アップが必要」という意見と「報酬アップは必要だが現状維持すべき」とする意見に分かれ、議論が交わされた。

白田忠一議会活性化特別委員長（及び阿部議長）を除く10人の委員で採決を行った。

報酬の現状維持 …5人

青木裕子、細谷秀明、石井喜久男、鈴木義昭、小関崇夫

報酬のアップ …5人

和田一則、阿部正明、柴田喜久雄、長岡裕二、鈴木光一

現状維持と報酬アップが5人の同数となり、白田忠一委員長の裁決となった。

委員長裁決の結果、議員報酬は「現状維持」に決定。

また、社会情勢が変化している中で平成8年から報酬額が変わっていないことから、現在の報酬額の妥当性について朝日町特別職報酬等審議会へ諮問するよう町長へ申し入れすべきものと決定。

■「政務活動費について」で交わされた意見（特別委員会）

《政務活動費を月額10,000円（年額120,000円上限）に増額に賛成の意見》

- ・調査視察や研修、町のPR活動などを行ってきたが、現在の金額では厳しい。現在の金額では1回の視察等で終わってしまうが、足りない部分は自分で出す。
- ・当然、領収書も出して、使わなければ返すまたは支出しないので、アップするのが妥当。
- ・研修費に費用がかかり、また参考書籍を購入する際、専門書は高額であり、アップすることで議員活動も活発になると思う。
- ・以前、伊勢志摩サミットの会食で朝日町ワインが選定されたことへの感謝決議をし、サミッ

ト会場になったホテルへ感謝訪問をした際など、年額の 60,000 円では足りなかった。遠方への調査視察等も考えるとアップした方がよい。

- ・領収書を開示することで、町民にも納得していただけたと思う。
- ・報酬のアップがされないとすれば、政務活動費をアップした方がよい。
- ・実際、年額 12 万円以上かかっているが、年額 60,000 円が上限の交付なので、それに見合う実績と領収書を提出している。かかった分は、しっかり領収書を添付する。
- ・以前、あまり多い金額の領収書を出しても、年額 60,000 円の限度があるので余計に出さなくても良いと言われたことがある。

《政務活動費は現状維持（月額 5,000 円・年額 60,000 円上限）の意見》

- ・現在の状況を考えると、現状維持が妥当。
- ・議員定数を削減しないで、アップすべきではない。アップする明確な理由が必要。
- ・町民感情を考えた場合、現状維持にすべき。
- ・町長を納得させるために、今の実績が年額 12 万円ほどかかることを出す必要がある。

《その他の意見》

- ・政務活動費を廃止して、大江町等のような研修費として予算化した方がよい。以前、代表監査委員から、政務活動費を使って議員まとまって参加者を募って視察研修に行くのはおかしい、議員個人で行うものであれば良いが、との指摘を受けたことがある。これまでどおり、議員がある程度まとまって視察等を行っていくのであれば、このようにした方がよい。
- ・使途基準について、使いづらい面があるので、その都度使いやすいように、見直しが必要。
- ・現在タブレットを使用しており F A X の使用が無くなったので、F A X の経費は対象外とすべき。
- ・使途基準については、視察研修費等に特化して事務用品等は省いても良いと思う。
- ・機器購入費の 20,000 円限度もあるが、今後、検討が必要と思う。
- ・交付方法について、月額 10,000 円、年総額 120,000 円とし実績に応じた後払いにすべき。
- ・交付方法について、後払いとし、2～3 か月ごと交付にしてはどうか。
- ・交付方法について、実績払いとして、その都度、交付されるようにしてはどうか。
- ・交付方法について、年度末一括払い、または半期ごとで良いのではないか。

結論

以上のように、「政務活動費を月額 10,000 円（年額 120,000 円上限）に増額」の意見、「政務活動費は現状維持（月額 5,000 円・年額 60,000 円上限）」の意見、その他、様々な意見が出された。

白田忠一議会活性化特別委員長（及び阿部議長）を除く 10 人の委員で採決を行った。

交付金額の増額（月額 10,000 円・年額 120,000 円上限）...6 人

青木裕子、和田一則、阿部正明、柴田喜久雄、長岡裕二、鈴木光一

現状維持（月額 5,000 円・年額 60,000 円上限）...3 人

細谷秀明、石井喜久男、小関崇夫

その他（政務活動費を廃止して、研修費として予算化）...1 人

鈴木義昭

以上の結果、政務活動費については「月額 10,000 円（年額 120,000 円上限）へのアップ」を町長へ申し入れすべきものと決着しました。

交付方法については、前払いから実績による後払いとすべきで、一括交付か分割交付にするかは、今後の検討課題としました。

また使途基準については、その都度、全員協議会等で見直しを図ることとしました。

■「委員長手当の創設について」で交わされた意見（特別委員会）

《委員長手当が必要とする意見》

- ・前回の活性化特別委員会で委員長手当について議論され、町長へ報酬審議会に諮問してほしいと当時の議長と要望したが、その返答がないので確認をすべき。
- ・委員会の活動を活発にしている事を町民にわかってもらうためにも、月額 5,000 円などの委員長手当を上げた方が良い。県下で初めての創設として発信した方が良いと思う。特に広報委員長が大変。委員長のなり手などを考えると手当が必要と思う。
- ・県外では、町議会レベルで委員長手当がある例がある。委員長報告や事前に担当課との調整や打合せなどの実動がある。委員長手当があるべき。

《委員長手当は不要の意見》

- ・委員長手当を、委員長が大変だから支給というのは理由にならない。みんなが、この次は委員長をやってみたいという意思で行うものであり、お金ではなく、その大変なところをしてこそその委員長だと思う。
- ・県内の町村では例がない。

結論

以上のように、委員長手当の新設についても議論がされたが、今回は結論を見送り、今後の検討課題となり、継続して議論していくこととした。

朝日町議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月9日

朝日町議会議長 阿 部 為 吉

朝日町議会規則第1号

朝日町議会会議規則の一部を改正する規則

朝日町議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、弔事、災害その他やむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u> （議長への通知） 第63条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、<u>方法及び事件等</u>をあらかじめ議長に通知しなければならない。 （請願書の記載事項等） 第87条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所</u>（法人の場合にはその所在地）を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）</u>が署名又は記名押印しなければならない。	（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 <u>議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u> （議長への通知） 第63条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。 （請願書の記載事項等） 第87条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、<u>押印</u>しなければならない。

改正後	改正前
2・3 （略） （携帯品） 第101条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、<u>町が貸与したタブレット端末及び病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u>	2・3 （略） （携帯品） 第101条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

朝日町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年６月９日

朝日町長 鈴木 浩 幸

朝日町条例第１５号

朝日町議会委員会条例の一部を改正する条例

朝日町議会委員会条例（昭和６３年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （１） 総務文教常任委員会 ６人 総務課 政策推進課 税務町民課 教育委員会及び選挙管理委員会に関する事務並びに他の常任委員会の所管に属しない事務 （２）・（３）（略） （開催方法の特例） 第12条の２ <u>委員長は次の各号に掲げる場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分配慮するものとする。</u> （１） <u>重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合</u> （２） <u>出産、育児、介護及び傷病等やむを得ない事由により委員会の開催場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合</u>	（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （１） 総務文教常任委員会 ６人 総務課 政策推進課 税務町民課 <u>出納室</u>及び教育委員会に関する事務並びに他の常任委員会の所管に属しない事務 （２）・（３）（略）

改正後	改正前
<u>2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> <u>3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、第13条及び第14条第1項の出席委員とする。</u> <u>4 オンラインを活用した委員会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> （秘密会） 第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることができない。</u> 2 （略）	（秘密会） 第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。 2 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

朝日町議会告示第 1 号

朝日町議会全員協議会並びに常任委員協議会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 3 年 6 月 9 日

朝日町議会議長 阿 部 為 吉

朝日町議会規程第 1 号

朝日町議会全員協議会並びに常任委員協議会規程の一部を改正する規程

朝日町議会全員協議会並びに常任委員協議会規程（平成 22 年議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（開催方法の特例）</u> <u>第 1 条の 2 議長等は次の各号に掲げる場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した協議会等を開催することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、議員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分配慮するものとする。</u> <u>（ 1 ） 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により協議会等の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合</u> <u>（ 2 ） 出産、育児、介護及び傷病等やむを得ない事由により協議会等の開催場所への参集が困難な議員からオンラインを活用した協議会等の開会の求めがある場合</u> <u>2 前項の場合において、議員は、協議会等にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ議長等の許可を得なければならない。</u> <u>3 前項の規定により議長等の許可を得て協議会</u>	

改正後	改正前
<u>等</u>に出席した議員は、第 4 条の出席議員とする。 4 <u>オンラインを活用した協議会等の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u>	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

朝日町議会運用例

朝日町議会運用例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1章 総則 (参集) 6. (略) 7. (略) <u>7-2. 議員が育児のため出席できないときに、議長に欠席届を提出することができる期間は、男女に関らず、出産日の翌日から起算し、1年2か月を経過する日までの期間とする。</u> <u>7-3. 議員の親族の葬儀による欠席は、次に掲げる場合とする。</u> (1) <u>議員本人が喪主として行う場合</u> (2) <u>血族3親等、姻族2親等以内の葬儀</u> (3) <u>上記(1)、(2)と同じものと思われるもので、議長が認めるもの。</u> 8・9 (略) 第2章 議案及び動議 (議案の提出) 1～6 (略) (削除) <u>7. 議会は、国の外交上あるいはこれに類する決議等を行わないこととする。</u> <u>8. 付託議案に対する委員会の報告が修正の場合、又は議員から修正の動議が提出された場合は、それぞれ修正案の写しを各議員に配布する。</u> (議案の撤回及び修正) <u>9. 会議の議題となった議案等の撤回及び訂正請</u>	第1章 総則 (参集) 6. (略) 7. (略) 8・9 (略) 第2章 議案及び動議 (議案の提出) 1～6 (略) <u>7. 議会推薦の農業委員の推薦人員は2人以内とし、被推薦者は議長が会議に諮って決定する。</u> <u>8. 議会は、国の外交上あるいはこれに類する決議等を行わないこととする。</u> <u>9. 付託議案に対する委員会の報告が修正の場合、又は議員から修正の動議が提出された場合は、それぞれ修正案の写しを各議員に配布する。</u> (議案の撤回及び修正) <u>10. 会議の議題となった議案等の撤回及び訂正請</u>

改正後	改正前
求は、文書をもって行う。 <u>10</u>．議案等及び法の規定により提出する関係書類の正誤は、簡易なものについては口頭によりできるが、原則として正誤表により行い、その写しを議員に配布する。 <u>11</u>．発議案の訂正、撤回は、賛成者の了解の上、提案者から議長に届け出るものとする。 <u>12</u>．発議者及び賛成者の取りやめ、変更についても前項同様とする。 （先議） <u>13</u>．議長又は副議長等の選挙、議員の辞職許可、不信任決議案、解任要求決議案の動議など、議会の構成、組織に関する諸案件は、先議する。	求は、文書をもって行う。 <u>11</u>．議案等及び法の規定により提出する関係書類の正誤は、簡易なものについては口頭によりできるが、原則として正誤表により行い、その写しを議員に配布する。 <u>12</u>．発議案の訂正、撤回は、賛成者の了解の上、提案者から議長に届け出るものとする。 <u>13</u>．発議者及び賛成者の取りやめ、変更についても前項同様とする。 （先議） <u>14</u>．議長又は副議長等の選挙、議員の辞職許可、不信任決議案、解任要求決議案の動議など、議会の構成、組織に関する諸案件は、先議する。

附 則

この運用例は、令和3年6月9日から施行する。

朝日町議会正副議長選挙に係る立候補制及び所信表明実施要領

第1条 立候補制及び所信表明の目的

朝日町議会憲章を踏まえ、議長及び副議長(以下「正副議長」という。)選挙において、立候補制を導入するとともに、議会運営に関する所信を表明する機会(以下「所信表明」という。)を設け、町民に対して正副議長の選出経過を明らかにし、朝日町議会が目指す町民に開かれた議会運営を推進することを目的とする。

第2条 立候補及び所信表明の手続き

1. 議員への通知

議会事務局長は、正副議長選挙が予定される時は、立候補及び所信表明の実施に関する事項を、あらかじめ全議員に通知する。(臨時会通知日)

2. 立候補の届出及び所信表明の申出

正副議長選挙に立候補しようとする議員は、「立候補届出書兼所信表明申出書」(様式1)を議会事務局長に提出しなければならない。なお、立候補の届出に推薦人は不要とする。

3. 立候補届出書兼所信表明申出書の提出期日

1. 議長の立候補届出書兼所信表明申出書は、議長選挙を行う議会招集日の午前8時30分から午前9時までに提出しなければならない。
2. 副議長の立候補届出書兼所信表明申出書は副議長選挙を行う議会招集日の議長選挙後の休憩時間中に提出しなければならない。ただし当該議会招集日に議長選挙が行われない場合は第2条第3項1号に準ずる。

4. 立候補の届出及び所信表明の申出の撤回

立候補の届出及び所信表明の申出を撤回しようとする議員は立候補届出兼所信表明申出撤回書(様式2)を、議長又は副議長の立候補者に係る所信表明の前に議会事務局長に提出しなければならない。

第3条 所信表明の運営

1. 開催日等

所信表明は、正副議長選挙を行う議会招集日に、本会議で行う。

2. 開催場所

所信表明は、議場において行う。

3. 所信表明の進行

- (1) 議長の場合は副議長が行う。ただし、副議長が議長選挙に立候補している場合は立候補者以外の年長の議員が行う。

(2) 副議長の所信表明の場合は議長が行う。

(3) 所信表明の順序の決定

- ① 所信表明の申出順に、立候補者本人がくじを引くことにより決定する。
- ② 議長選挙のくじ引きは、所信表明開催日の午前 9 時に議員控室において行う。
- ③ 副議長選挙のくじ引きは、副議長の立候補届出書兼所信表明申出書提出後ただちに議員控室において行う。

(4) 所信表明の場所及び持ち時間等

- ① 所信表明は、演壇において行い、持ち時間は、1 人 10 分以内とする。

(5) 所信表明に対する賛意表明等

所信表明に対しては、何人も拍手その他の方法により賛意を表し、又は野次その他の方法により反意を表してはならない。また、かかる趣旨に鑑み、いわゆる応援演説は行わない。

(6) 所信表明の権利喪失

所信表明の順位が到来した場合において、当該所信表明をしようとする立候補者が会場にいない場合には、所信表明の権利を失う。

(7) 所信表明の公開

所信表明は、公開で行う。

(8) 傍聴

所信表明の傍聴については、朝日町議会傍聴規則を準用する。

第 4 条 立候補者以外の者への投票

立候補制及び所信表明は、本会議における正副議長選挙の対象者を地方自治法で規定する議長選挙を変更するものでない。所信表明にかかわらず、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効とする。

第 5 条 協議

この要領に定めるもののほか、立候補制及び所信表明の開催に関し必要な事項は、全員協議会において協議のうえ定める。

附則

施行日 令和 3 年 5 月 1 日

(様式 1)

立候補届出書兼所信表明申出書

年 月 日

朝日町議会事務局長 殿

朝日町議会議員

印

このたび行われる朝日町議会(議長・副議長)選挙に立候補し所信表明をしたいので届け出いたします。

(様式2)

立候補届出兼所信表明申出撤回書

年 月 日

朝日町議会事務局長 殿

朝日町議会議員

印

このたび行われる朝日町議会(議長・副議長)選挙への立候補届出については、都合によりこれを撤回します。

【参考】立候補及び所信表明までの流れ等

○月○日() 議会事務局長から立候補届出の通知

※議会招集通知とあわせて通知

○月○日() 議長選挙立候補届出書兼所信表明申出書の提出締切(当日の午前9時)

副議長選挙候補届出書兼所信表明申出書の提出締切は議長選挙後の
休憩が開始してから10分が経過するまで。

ただし、議長選挙がない場合は当日の午前9時

○月○日() 議長立候補者の所信表明の順序の決定(当日の午前9時)

副議長立候補者の所信表明の順序の決定は立候補届出後ただちに決定

当日の流れ

8:30~9:00 議長選挙立候補届兼所信表明申出書提出

9:00 くじ引き

9:15 打合せ 議員控室

10:00・開 会(会議録署名議員の指名、会期の決定) ※現議長

1. 会議録署名議員の決定

2. 会期の決定

【休憩】 議長辞職願提出

【再開】 ※副議長(又は議長選挙に立候補しない年長議員)

3. 「議長辞職の件」の審議

※現議長退場

議長辞職の許可を決定

議長選挙所信表明・・・・・・公開

議長選挙(当選の告知、新議長あいさつ)

【休憩】 副議長辞職願提出、副議長選挙立候補届兼所信表明申出書提出

くじ引き

【再開】 ※新議長

・副議長辞職の許可を決定(副議長が議長になった場合はしない。)

副議長選挙所信表明・・・・・・公開

・副議長選挙(当選の告知、新副議長あいさつ)

※ 特別な事情により正副議長選挙が行われる場合には、全員協議会において必要事項を協議する。

町議会議員の講話、出前講座（対象：中学生）素案

１．目 的

町の将来を担う中学生から、町議会議員の仕事や役割、やりがい等を知ってもらうことにより、朝日町、町議会、まちづくり等に興味、感心を持ってもらうとともに、中学校の社会科学習等に活用していただく。

さらには、地方議会議員のなり手不足解消の一助とすることを期待する。

２．内容の素案

（１）講 話

町議会議員の仕事、役割

- ・町民の声を町政に反映
- ・２元代表制をとっている地方自治体。議会はその一翼を担い、執行機関（町では役場）とは独立・対等の関係。
- ・地方自治体運営の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機能と、執行機関を監視・評価する機能と、２つの重要な機能がある。
- ・活動等…定例会（年４回）、臨時会、常任委員会、特別委員会等（随時）全員協議会
その他、研修会、議会意見交換会、議会だより発行 など

議員になるには

- ・選挙
- ・任期…４年

町議会議員の現状

- ・議員の職業（本業）の紹介
- ・人数（定数）
- ・報酬
- ・

議員としての想い

- ・議員になったきっかけ、理由
- ・議員活動を通して感じていること など
- ・やりがい
- ・

（２）気楽に交流会（何グループに分かれて、議員１～２名ずつ入って）

議員さんへの気軽に質問コーナー

議員さんからの気軽に質問コーナー

３．その他

○教育委委員会の田中主幹を通して、中学校へ打診（令和３年１月１４日）

朝日中学校校長からは、職業講話やキャリア教育としてではなく、社会科学習の一環としてならば良いとのこと。町民の声を政策に反映させて、政策決定をしていくことなど、町議会の役割や、自治体運営の方法等の講話をし、その中で議員の想い、やりがいなどの話を入れていただくなど。

○田中主幹からは、小学校６年生でも良いと思うとのこと。小学校のカリキュラムにも議会等についての内容があり、また社会参画意識や主権者教育にも重点が置かれているので。

○細かい内容や方法等は学校との協議で詰めながら進めていく。

「朝日町議会表彰」実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、スポーツ、学術研究、芸術文化、産業、社会活動等に関して特に功績のあった個人又は団体に対し、朝日町議会表彰（以下「表彰」という。）を行い、もってその功労に報いるとともに、町民の郷土愛を育み未来につなげることを目的とする。

（表彰の基準）

第2条 表彰は、町内に居住する者、町内の事業所に勤務する者若しくは町内の学校に在籍する者又はこれらの団体であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- （1）スポーツ、学術研究又は芸術文化等に関して、大きな功績を残したもの
- （2）産業分野や地域づくり等で高く評価され、地域社会の発展に貢献し模範となるもの
- （3）ボランティア活動、社会活動等で特に善行に優れ、又は功労が極めて顕著であり、多くの町民から高く評価され、地域社会の発展につながるもの
- （4）前各号に定めるものの功績のほか、表彰することが適当と認められる功績があると議会が認めるもの

（表彰候補者の推せん）

第3条 表彰候補者の推せんは、町民及び議員が行う。推せんに際しては、次の事項を添えるものとする。

- （1）氏名、生年月日及び住所（団体にあつては団体名）
- （2）功績又は業績
- （3）その他議長が必要と認める事項

（朝日町議会表彰選考委員会）

第4条 表彰候補者について審査するため、朝日町議会表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。委員長には、副議長が当たる。

2 選考委員会委員は、朝日町議会全議員をもって組織する。

（表彰候補者の審査、決定）

第5条 議会は、4条に規定する選考委員会で審査し、決定する。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、朝日町議会12月定例会の会期中に議場において行う。この場合において、副賞（記念品）を併せて授与することができる。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、朝日町議会表彰内規によるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年2月18日から施行する。

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

「朝日町議会表彰」実施要綱 内規

1. 「朝日町議会表彰」実施要綱（以下実施要項）第2条に定める表彰基準について
 - （1）朝日町自治功労表彰、朝日町体育協会表彰、朝日町芸術文化協議会表彰等の町が関係する表彰を受けたもの（受賞予定を含む）は、対象外とする。
 - （2）地方公共団体等から委託料を受けている活動は対象外とする。
2. 実施要綱第3条に定める表彰候補者の推せんについて
 - （1）推せんにおいては、朝日町議会表彰推薦書によるものとする。
 - （2）推薦書の提出期限は、9月定例会の最終日までとする。
 - （3）推せん者は、町民個人及び町内各種団体の長、町議会議員とする。また、推せん者の数については、1名以上とする。
3. 実施要綱第5条に定める表彰候補者の審査について
 - （1）採決にあたっては、推せん議員も採決に加わるものとする。
 - （2）表彰者の決定については、3分の2以上の賛成をもって決定する。
 - （3）採決は挙手で行う。

附 則

この内規は、令和2年9月24日から施行する。

地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書 概要

I 議会の現状と課題

H31統一地方選挙における無投票当選者割合：都道府県26.9%、指定都市 3.4%、市 2.7%、町村23.3%

- 1 住民の関心の低下と無投票当選の増加
・ 投票率の低下、無投票当選の増加の傾向

- 2 議員の構成
・ 性別や年齢構成の面で多様性が不足

- 3 人口減少社会における議会の役割
・ 住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化

各方面での幅広い検討に資するため、一定の結論や方向性を出すことにこだわらず、各構成員から述べられた意見を幅広く紹介

II 本研究会の視点

1 議会の存在意義と多様な層の住民が参画する意義

- ・ 議会がその重要な役割を十分に果たすためには、多様な層の住民から選出された議員で構成される必要がある
- ・ 住民にとって納得感のある合意形成を進めていくためには、議会の意思決定に住民の多様な意見を反映させることが重要

2 議会の位置付けや議員の職務等

- ・ 議会の位置付けを法律で規定することが必要との意見 →引き続き検討
- ・ 議員の職務等を法律で規定することが必要との意見（→これに対し、法的効果や影響等の観点から様々な意見）→議員のあり方について、求められる議員像や規模の違いを踏まえ引き続き検討

- 阻害要因を取り除くだけでなく、なり手を増やすための促進の方策についても検討
- なり手不足の要因について検討を行う際には、住民の理解を得ていることが前提

III 議会に対する住民の理解

1 議会への住民参加のあり方

- ・ 住民参加の取組は、議員のなり手の長期的・継続的な涵養にもつながる【取組例】

- ①住民参加の取組の充実 → 議会モニター、政策サポーター、意見交換の場づくり等
- ②教育の場における取組 → 教育関係機関と連携し、主権者教育に取り組む
- ③情報発信の充実 → オープンデータサイトでの公開等、技術やデータを活用

2 議会における多様性の確保

- ・ 女性をはじめとする多様な層の住民の参画を促すための取組が必要

【取組例】 ※④について、三議長会から通知を发出

- ①女性模擬議会等の広報・啓発活動 ②ハラスメント対策等の環境整備
- ③欠席事由の整備(出産・育児・介護等) ④議員の旧姓使用

IV 議員のなり手不足の要因と対応

(※)議員の職務等、議員報酬のあり方、請負禁止の緩和、立候補環境の整備については、第32次地方制度調査会において更に検討が行われ、当面の対応について答申

(1) 議会の権能の強化等

・三議長会から以下について提言

- ✓ 議長への招集権の付与
- ✓ 議決事件の対象拡大
- ✓ 予算修正権の拡大
- ✓ 事務局体制の強化
- ✓ 議会図書室の有効活用など

→ 議会の位置付け等(※)とともに引き続き検討

(2) 立候補環境(※)

- ① 定数 → 住民の理解が前提
- ② 立候補に伴う休暇保障
→ 事業者の負担等に留意して検討

(3) 時間的な要因

- ① 柔軟な議会運営の工夫
→ 夜間・休日議会、通年会期の活用等
- ② 欠席事由の整備(Ⅲ.2③再掲)

(4) 経済的な要因(※)

- ① 議員報酬 → 住民の理解が前提
- ② 厚生年金への地方議会議員の加入
→ 各方面において十分な議論を期待

(5) 身分に関する規定(※)

- ① 兼業・請負の禁止
→ 範囲の明確化、規制の緩和を検討
- ② 兼職の禁止 → 引き続き検討

V 地方議会への多様な人材の参画と選挙制度

- ・ 多様な人材の参画を促す上で、将来を見据えた地方議会議員選挙制度のあり方について議論
- ①投票方式 ②被選挙権
- ③選挙区 ④選挙期日
- ⑤供託金 ⑥選挙運動

→ 各方面において幅広い国民的議論を期待

VI 今後の検討の方向性

→ 議会のあり方、議員に求められる役割、多様な層の住民の参画などについて幅広く検討。その際には、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえたデジタル化への対応や団体規模に応じた議会のあり方についての新たな選択肢の提示等も含めて検討。

総行行第 1 1 7 号
令和 2 年 4 月 3 0 日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

】 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の
開催方法について

今般、新型コロナウイルス感染症への対策として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令され、各種のまん延防止策がとられているところです。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）においては、議会の委員会に関し、法に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定めることとされており（法第 109 条第 9 項）、普通地方公共団体の議会においては、条例の規定に基づき、委員会の適切な運用に取り組まれているものと承知しています。

この度、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について問い合わせがありましたので、参考のためお知らせします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

問 新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会をいわゆるオンライン会議により開催することは差し支えないか。

答 議会の議員が委員会に出席することは不要不急の外出には当たらないものと考えられるが、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手

の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。

その際には、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要がある。

なお、法第 113 条及び法第 116 条第 1 項における本会議への「出席」については、現に議場にいることと解されているので、念のため申し添える。

総行行第180号
令和2年7月16日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

】 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の
開催方法に関するQ&Aについて

「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」（令和2年4月30日付け総行行第117号総務省自治行政局行政課長通知）を発出したところですが、今般、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の各事務局から質問のあったことについて、Q&Aを作成しましたので、送付いたします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における 議会の委員会の開催方法に関するQ & A

令和2年7月16日

1 基本的な考え方について

項目	質問要旨	回答
基本的な考え方	1 通知の基本的な考え方についてご教示いただきたい。特に、本会議と委員会とで扱いが異なる理由は何か。	【1について】 ○ 今回の通知は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オンラインによる方法を活用した委員会の開催を検討する地方公共団体があり、その実施の可否について、地方公共団体等から問い合わせがあったことから、以下のとおり、検討を行い、発出したものである。 ・ 本会議については、地方自治法第113条及び第116条において定足数及び表決について規定されている。これらの規定における「出席」とは、現に議場にいることと解されており、オンラインによる方法を活用することは認められていない。 ・ 本会議における審議及び議決は、団体意思の決定に直接関わる行為であり、議員の意思表示は疑義が生じる余地のない形で行われる必要があることなどから、オンラインによる方法を活用して本会議を開催することは、慎重に考える必要があると考えている。 ・ 委員会については、定足数や表決に関する事項は、条例で定めることとされている。 ・ 委員会についても、団体意思を決定する過程にお

		いて重要な役割を果たしている点は、本会議と同様であり、実際に委員会の開催場所に参集していただくことが基本であると考えている。 • 一方、本会議における表決は団体意思を決定する行為であるのに対し、委員会は本会議における審議の予備的審査を行うものであり、地方自治法の規定よりも異なる（条例で定めることとされている）ことから、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」において、オンラインによる方法を活用して委員会を開催することも差し支えないことを示したものである。
	2 新型コロナウイルス感染症対策以外の場面における委員会への出席のあり方についてはどう考えればよいか。	【2について】 ○ 今回の通知で示した「委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」とは、今般の新型コロナウイルス感染症対策のように、一カ所に参集することを控える必要があるなど、委員会を開催すること自体が困難な場合を想定したものである。 ○ 上記以外の場合の出席のあり方については、現在、実施が検討されている新型コロナウイルス感染症対策としてのオンラインによる委員会の開催の取組や運営上の工夫などもよく踏まえた上で考えていくべき課題であると認識している。

	3 通知では、関係例規の改正の必要性を指摘しているが、改正方法として各例規の本則の改正を想定しているのか、それとも新型コロナ対策に限定していることを考慮して、特例条例、特例会議規則の制定を想定しているのか。	【3について】 ○ 改正の形式については、ご指摘のいずれの方法も考えられるところであり、各団体において、それぞれの現行の条例や会議規則の規定ぶりを踏まえ、適切に判断していただきたい。
--	--	--

2 議事の公開の要請への配慮について

項目	質問要旨	回答
議事の公開の要請への配慮	1 議事の公開の要請への配慮に関して、具体的にどのような取組をすることが考えられるか。	【1について】 ○ 議事の公開の要請への配慮については、傍聴の機会の確保のほか、例えば、インターネット上での議事動画の公開などの取組が考えられる。 ○ オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合においても、委員会の様子を住民が見聞することができるような環境を十分に確保すべきものと考えられる。
	2 インターネット上で議事の様子を視聴できるようにしている場合における議事妨害に対する対処法として、視聴者の回線を遮断する方法が考えられるが、このような方法によることで良いか。	【2について】 ○ 議事妨害に対する対処法としては、例えば、インターネット上での議事の視聴を許可制とし、妨害があった場合は許可を取り消すこととした上で、技術的にはご指摘の方法によることなどが考えられる。

3 議員の本人確認について

項目	質問要旨	回答
議員の本人確認	1 委員の本人確認をはじめ、オンラインによる「出席」が有効に成立しているかを判断する具体的な要件として、①当該委員の音声を確認できること、②画面上に当該委員が映っていることが考えられるが、この理解で良いか。 また、音声は確認できるが画面に映っていない委員、他者と一緒に映っている委員は、本人確認ができない又は審査に無関係な者が同席していることから、欠席又は「出席していない」とみなすものとするが、この理解で良いか。	【1について】 ○ 前段については、各議会において、なりすましが生じない対策を選択していただく必要がある。ご指摘の方法のほか、例えば、オンラインによる方法を活用する際に委員固有の ID・パスワードによるログインを必要とすることなども考えられるが、委員の本人確認については、最終的には議事整理に関する事項であり、委員長において適切に確認されるべきものと考えている。 ○ 後段についても、ご指摘のように整理することも考えられるが、委員の本人確認については、最終的には委員長において適切に判断されるべきものと考えている。
	2 オンラインによる方法を活用した委員会を開催する場合、円滑な議事運営の観点から、例えば、正副委員長、事務局は委員会室に参集して、他の委員はオンラインで参加するといった運営を行うことはできるか。	【2、3について】 ○ ご質問のような対応を取ることも考えられる。
	3 オンラインによる方法を活用した委員会を開催する場合、密集を避ける観点から、例えば、半数の委員は委員会室に参集し、半数の委員はオンラインで参加するといった運営を行うことはできるか。	

	4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催の決定は、基本的には委員長の権限と解して良いか。また、委員からのオンラインによる方法を活用した委員会の開催の請求は、地方自治法の開議請求と同様に、会議規則又は委員会条例に規定すれば可能と考えるが、この理解で良いか。	【4について】 ○ 委員会の開催にあたって、オンラインによる方法を活用することの可否を委員長の権限とすることは考えられるものである。その手続きについては、規定の方法も含め、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。
--	---	---

4 自由な意思表示の確保について

項目	質問要旨	回答
自由な意思表示の確保	1 表決における「出席者」の確定方法として、委員会成立の判断の場合と同様、①当該委員の音声を確認できること、②画面上に当該委員が映っていることにより、オンラインによる「出席」が有効に成立していると考えるが、この理解で良いか。	【1について】 ○ 3の1と同様、委員長において適切に判断されるべきものと考えている。
	2 前項に関連して、自由な意思表示の確保として、オンラインによる方法を活用する委員が現にいる場所には委員以外の者を入れない(障害者である委員の介助者であらかじめ委員会、議会の許可を得た者などは除く)ことを会議規則又は委員会条例に規定する必要があると考えるが、この理解で良いか。	【2について】 ○ 委員以外の者が委員と同じ場所にいることを認めるかどうかについては様々なケースが想定されるところであり、規定の方法も含め、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。
	3 委員の賛否の表明とこれを判断する方法として、投票による表決や選挙は、記名・無記名に係る問題があるため、現実的に困難と考えるが、この理解で良いか。 よって、現状、表決については、簡易又は起立(挙手)表決のいずれかを、選挙については指名推選のみを選択せざるを得ないと考えるが、この理解で良いか。 この場合、画面に異議なしの音声、起立(挙手)の映像が確認されることにより可否を判断する	【3について】 ○ 投票による表決や選挙については、ご指摘のとおり困難であると考えている。オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合の表決の方法については、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。 ○ 賛否の確認については、ご指摘の方法により確認することも考えられるが、委員長において適切に確認されるべきものと考えている。

	ことになると思うが、この理解で良いか。	
	4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催については、これに適合的な議事と不適合な議事が存在することが考えられる。よって、各議会において、オンラインによる方法を活用して開催する委員会において扱う議事を会議規則又は委員会条例に規定する必要があると考えるが、この理解で良いか。	【4について】 ○ オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合の議事の取扱いについては、規定の方法も含め、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。
	5 秘密会は、その性質上、オンラインによる方法を活用した開催には適さないと考えるが、この理解で良いか。	【5について】 ○ 第三者が容易に委員会の様子を閲覧しうる環境の下で秘密会を開催することは適当ではないと考えるが、いずれにしても、オンラインによる方法を活用して秘密会を開催することを認めるかどうかについては、秘密会の開催に必要な環境が確保されているかなどの観点から、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。

5 情報セキュリティ対策について

項目	質問要旨	回答
情報セキュリティ対策	1 情報セキュリティ対策を求めているが、具体的に、どのような事案に対して、どのようなセキュリティ対策が必要と考えているか。	【1について】 ○ 情報セキュリティに関しては様々なリスクが想定しうるところであるが、各団体が自らの責任と判断において、然るべきセキュリティ対策を講じていただく必要があると考えている。

6 その他

項目	質問要旨	回答
開催場所	1 オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合、委員会の開催場所はどう考えればよいか。	【1について】 ○ オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合、現行の条例や会議規則の規定ぶりを踏まえ、開催場所を特に定めず、オンラインでの開催とすることが考えられる。
執行機関による説明	2 オンラインによる方法を活用して開催する委員会において執行機関が説明を行う場合、執行機関の判断で、委員会室に参集せず、それぞれの執務場所で説明を行うことは差し支えないと考えるが、この理解で良いか。	【2について】 ○ 議会と執行機関の間で適切に決めていただくべきものと考えている。
委員長の秩序保持権等	3 オンラインによる方法を活用している場合の委員の言動に対して、委員長は発言取消命令や退席を命じることができると考えるが、この理解で良いか。 なお、命令に従わない場合の実効性ある具体的方法として、委員の回線遮断による音声や画像のカットをすることが考えられるが、この理解で良いか。	【3について】 ○ 前段について、ご指摘のとおりである。委員長の委員に対する秩序保持のための権限は、オンラインによる方法を活用している場合であっても変わるものではないと考えている。 ○ 後段について、ご指摘の方法が考えられるが、命令に従わない場合の具体的方法については、委員長において適切に判断されるべきものと考えている。
	4 懲罰事犯については、オンラインによる方法を活用して開催される委員会も、地方自治法第133条の処分要求の要件、第134条の懲罰の要件である「委員会」のため、除名などの懲罰を科すことは可能と考えるが、この理解で良いか。	【4について】 ○ オンラインによる方法を活用して開催している場合でも、当該委員会が「委員会」（地方自治法第133条、第134条第1項）であることに変わりはないも

		のと考えている。
地方自治法第100条に基づく関係者の証言の請求	5 地方自治法第100条に基づく調査としての関係者の証言の請求については、民事訴訟法に関する法令中の証人の訊問に関する規定が準用されると定められているが、オンライン会議で行うことは適さないのではないか。留意すべき事項（関係規則等）はあるか。	【5について】 ○ 民事訴訟法第204条では、証人が遠隔地に居住する場合及び証人が圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合に限り、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による尋問を可能としている。 ○ この方法による尋問については、民事訴訟規則第123条において、「証人を当該尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に出頭させてする」ことなどが規定されている。 ○ 地方自治法第100条に基づく調査としての関係者の証言の請求については、準用する規定の内容を踏まえ、適切に対応いただきたい。
協議又は調整を行うための場	6 会議規則で定めることによって設けることができる「協議又は調整を行うための場」（地方自治法第100条第12項）についてもオンラインによる方法を活用して開催することは可能と考えるが、この理解で良いか。	【6について】 ○ ご指摘のとおり、地方自治法第100条第12項で規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設ける」ことについては、オンラインによる方法を活用して開催することが可能と考えている。
その他	7 オンラインによる方法を活用した委員会の開催に適するソフトとして推奨できるものはあるのか。	【7について】 ○ 現時点でお示しできるものはない。